

## 議第199号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市御前児童館の項中「京都市中京区壬生東淵田町29番地」を「京都市中京区壬生東土居ノ内町20番地の1」に改め、同表京都市新道児童館の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表第1京都市新道児童館の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

京都市御前児童館の位置を変更するとともに、京都市新道児童館を廃止する必要があるので提案する。